



## オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

平成26年度 利活用・普及委員会 第1回 資料

# 「地方創生にどのようにオープン データを活用するか」をテーマとし た現状分析

2015.1.30

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 事務局



作者自らが作成した図表等（出典やURLの記載のないもの）については、[CC-BY \(表示2.1\)](#) で利用可能です。  
出典やURLの記載がある図表等については、著作権法に基づいてご利用ください。

# 1. 検討の背景と検討テーマ

## (1) 検討の背景

- 地方創生には、地方の企業の活性化・雇用創出が必要である。
- また、縮小する国内市場で、限られたパイを奪い合うより、海外輸出や海外からの観光客誘致を積極的に進めるべきである。
- そこで、地方における企業及び自治体の輸出促進や、海外からの観光客誘致を円滑に進めるために必要な施策を検討し、オープンデータが寄与する優良事例の収集を実施する。

## (2) 検討のテーマ

タイトル	概要	オープンデータ化する情報の例
地方企業の輸出促進	地方企業が海外進出を検討・推進する際に必要な情報のオープンデータ化を進め、海外輸出を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• JETRO（例：諸外国の文化やマーケットに関する情報、JETROによる海外進出支援情報など）</li> <li>• 外務省（各国地勢情報、日本企業支援推進本部など）</li> <li>• 農林水産業（日本の食文化の海外展開、海外進出企業調査結果など）</li> <li>• 中小企業庁（海外展開支援事業など）</li> <li>• 企業の海外進出を支援している企業・団体（国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、中小機構、Digima（出島）、など）</li> <li>• 現地企業に関する情報（OpenCorporates情報も使える？）</li> <li>• 諸外国の行政機関などが公開している情報のうちオープンデータ化されているもの（マーケティング関係、規制など） など</li> </ul>
海外からの観光客誘致	地方が海外から観光客を誘致するため、オープンデータを活用した情報発信の強化（拡散）や、マーケティング分析等の強化・効率化などを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 観光庁（訪日外国人関連統計、ビジット・ジャパン事業など）</li> <li>• 日本政府観光局（JNTO）（海外広報宣伝事業、ビジット・ジャパン事業、マーケティング資料など）</li> <li>• その他行政機関・団体等（在外日本大使館、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR:クリア）、公益社団法人日本観光振興協会など）</li> <li>• 全国都道府県、市区町村、観光協会などの観光情報（観光マップ、観光施設情報、特産品情報など）</li> <li>• 民間サービスが提供している各種情報など（japan-guide、Lonely Planet、食べログ、ぐるなび）</li> </ul>

## 2. 検討方法

### (1) 文献・ウェブ等による調査

- ・ 前項で挙げたオープンデータ化及び活用が考えられる情報の現状を調査・把握。

### (2) 関係者ヒアリング

- ・ 文献調査の結果などを踏まえ、地方で積極的に海外進出している企業や支援している企業・団体、自治体などにヒアリング。
- ・ 同じく海外からの観光客誘致に取り組んでいる企業・団体等にヒアリング。
- ・ 必要に応じて、委員会にゲストスピーカーを呼んで意見交換。

### (3) VLED会員等からの情報収集

- ・ 委員、社員、自治体会員、賛助会員、オブザーバなどから、1) 地方企業の海外進出、2) 海外からの観光客誘致につながる取組事例や課題について、アンケート、ヒアリング等により情報収集。

### (4) とりまとめ

- ・ 委員、社員、自治体会員、賛助会員、オブザーバなどから、1) 地方企業の海外進出、2) 海外からの観光客誘致につながる取組事例や課題について、アンケート、ヒアリング等により情報収集。

### 3.文献・ウェブ等による調査 (1)海外輸出のフローと必要な情報①

海外輸出までの流れ



調査項目及び現状の調査方法

調査項目		現状の調査方法
政治・経済・社会 情勢	世界経済概況・対内直接投資動向	各情報参照先や相談 窓口、法律事務所、 会計事務所等の専門 家、駐日外国公館等 を活用して現地の一般 事情や事業関連事情 の情報収集を実施
	日経企業の海外進出・事業展開動向	
	各国の基礎情報・データ（基礎的経済指標）	
	インフラ整備状況（物流、港湾・空港、通信など）	
	カントリーリスク	
投資コスト	物価・生計費（賃金、公共料金など）	
外資政策・法規制・ 税制	投資制度・規制（外資規制業種など）	
	外資優遇制度（投資インセンティブ、開発区など）	
	貿易管理規制（関税率など）	
	知的財産権制度（著作権・技術移転など）	
	環境保護・省エネ規制	
投資実務	法務情報（会社設立の手続き・必要書類）	
	税務情報（具体的な税務・会計実務）	
	労務情報（人材募集、就業規則、人事管理など）	
	リスクマネジメント	
産業・海外市場	産業動向、生産（原材料・部品調達）	
	販売（市場規模・特性、輸出入状況、関税など）	
ビジネスパートナー	海外企業情報（取引企業）	
その他	駐在員赴任（給与・規定・生活）など	

### 3.文献・ウェブ等による調査 (1)海外輸出のフローと必要な情報②

国内での事前調査項目について、調査を意外部委託し他場合の費用

ニーズ	調査項目	調査の想定	費用	オープンデータ活用可能性
現地の協力企業をリストアップし、商談担当者、対応可能言語、日本との取引実績を知りたい	企業調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業名、住所、電話番号などのリストアップ</li> <li>● コンタクト窓口</li> <li>● 取扱品目等</li> </ul>	216,000円～	△
現地で販売予定の商品の競合となる商品について、都市部と郊外の商品の小売価格を知りたい	小売価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般的な消費財の店頭小売価格</li> </ul>	64,800円～	△
海外で商品を販売するのに際し、原材料の輸出入に関する規制や、商品の販売に関する制度や法令を知りたい	制度情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制の有無の確認</li> <li>● 該当する分野の法律・規約等の原文を入手</li> </ul>	216,000円～	○
海外で商品を販売する際の市場規模を知るために、対象国の生産、輸出、輸入などに関する情報が知りたい	統計情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統計データの収集</li> </ul>	43,200円～	○

オープンデータ化することによって、調査に係る費用や人件費等のコストを圧縮することが可能になり、ビジネス化の障壁が下がる可能性がある

出所：JETRO「海外ミニ調査サービス」よりMRI作成

### 3.文献・ウェブ等による調査 (2)主要なデータの公開状況①

データ保有者	データ形式	データの概要	利用ルール
JETRO	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・地域別の概況を示したレポート（世界貿易投資報告など）</li> <li>最新動向のニュース</li> <li>産業別情報（農林水産物・食品、ファッション・繊維、コンテンツ、ライフサイエンスなど）</li> <li>調査レポート（産業別）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権はJETROが保有する</li> </ul>
	Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済統計、経済指標</li> <li>直接投資統計（国内・外、国・地域別、業種別）</li> <li>国際収支統計（経常収支、項目別サービス貿易収支、資本移転等収支など）</li> </ul>	
	PDF、Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケティング関連データ（各国別、産業別）</li> </ul>	
	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度や文化に関する情報</li> <li>市場・トレンド情報（各国別、産業別）</li> </ul>	
	PDF、CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易統計（普通、特殊）</li> <li>船舶・航空機統計</li> </ul>	
外務省	PDF、Excel、CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外在留邦人数調査統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府標準利用規約(第1.0版)に準拠</li> </ul>
	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外在留邦人子女数統計（長期滞在者）</li> <li>海外邦人援護統計</li> </ul>	
	Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>査証発給統計</li> </ul>	
	PDF、Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券統計</li> </ul>	
	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・地域別基礎データ</li> <li>国・地域別の渡航情報</li> <li>海外安全に関する意識調査</li> </ul>	
農林水産省	Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売農家のうち主業農家に関する統計</li> <li>都道府県の農林業経営体調査</li> <li>国有林野事業統計、森林国営保険事業統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府標準利用規約(第1.0版)に準拠</li> </ul>
	Excel、DB	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の農林業経営体調査</li> <li>作物生産出荷統計（野菜、果樹など）</li> </ul>	

### 3.文献・ウェブ等による調査 (2)主要なデータの公開状況②

データ保有者	データ形式	データの概要	利用ルール
農林水産省	PDF、Excel、HTML	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業構造動態調査</li> <li>新規就農者調査</li> <li>面積調査（耕地面積及び各作物の作付面積）</li> <li>被害調査（被害面積、被害量、被害金額）</li> <li>畜産統計</li> <li>畜産物流通統計</li> <li>6次産業化総合調査など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府標準利用規約(第1.0版)に準拠</li> </ul>
中小企業庁	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業白書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府標準利用規約(第1.0版)に準拠</li> </ul>
	Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の倒産の状況</li> <li>規模別産業関連表</li> </ul>	
	PDF、CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業景況調査</li> </ul>	
	PDF、Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業実態基本調査</li> <li>中小企業製造工業生産指数</li> </ul>	
国際協力機構	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実績統計（地域別円借款・技術協力経費、形態別技術協力経費など）</li> <li>事業評価調査結果報告書（各国のプロジェクト毎）</li> <li>日本・途上国 相互依存度調査</li> <li>協力準備調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権（もしくは知的財産権）は、特に記載されているもの以外は、全てJICAに帰属</li> </ul>
国際協力銀行	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国の投資環境</li> <li>海外事業展開調査（海外直接投資アンケート調査）</li> <li>業務統計（承諾状況、回収状況、融資残高状況など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権はJBICが保有する</li> </ul>
	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外展開支援出資ファシリティの実績</li> </ul>	
日本貿易保険	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権等一切の権利は、特段の定めがない限り独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が保有する</li> </ul>
	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険商品の国別引受方針</li> </ul>	
中小機構	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業景況調査</li> <li>中小企業海外事業活動実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産権は中小企業基盤整備機構あるいは当機構に情報を提供している提供元に帰属</li> </ul>

### 3.文献・ウェブ等による調査 (2)主要なデータの公開状況③

データ保有者	データ形式	データの概要	利用ルール
Digima	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外進出白書（各国の市場動向など）</li> <li>海外M&amp;A案件情報</li> <li>海外進出事例集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有権及び知的財産権は全てDigimaに帰属</li> </ul>
観光庁	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府標準利用規約(第1.0版)に準拠</li> </ul>
	Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人海外旅行者数</li> <li>旅行・観光サテライト勘定</li> </ul>	
	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行・観光産業の経済効果に関する調査</li> <li>訪日外国人消費動向調査</li> <li>観光地域経済調査</li> <li>旅行業者取扱額</li> <li>都道府県別観光入込客統計</li> </ul>	
	Excel、PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊旅行統計調査</li> </ul>	
	ウェブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入国者数ランキング</li> </ul>	
日本政府観光局 (JNTO)	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議統計</li> <li>市場動向トピックス</li> <li>訪日旅行市場の基礎データ（人口、GDP、出国者数、訪日旅行者数など）</li> <li>TIC利用外国人旅行者の訪日旅行実態調査</li> <li>JNTO訪日外客訪問地調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権はJNTOが保有する</li> </ul>
	PDF、Excel	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外客数の動向調査</li> </ul>	
一般財団法人自治体国際化協 (CLAIR)	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事務所の調査報告（地域別、分野別） （例：2011年ニューヨーク市の各種犯罪の人種別統計）</li> <li>海外事情最新レポート（地域別、分野別）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国著作権法及び国際条約により保護</li> </ul>
公益社団法人日本観光振興協会	PDF	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光統計基本データ</li> <li>短期観光動向調査</li> <li>各種調査レポート（例：観光立国に関する国民の意識調査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権は公益社団法人日本観光振興協会が保有する</li> </ul>



# (参考) 「政府標準利用規約 (第1.0版)」 の概要

## 1. 基本的なコンテンツの利用ルール

ホームページで公開しているコンテンツは、2. の別の理由ルールが適用されるコンテンツを除き、1) ~ 7) に従って、自由に利用 (複製、翻案等) できる。

### 1) 出典の記載

ア 利用する際は、出典を記載すること。

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。また、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止。

### 2) 第三者の権利を侵害しないようにすること

コンテンツの中に第三者 (国以外の者) が著作権等の権利を有しているものがある場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。

### 3) 一定の利用形態の禁止

法令、条例又は公序良俗に反する利用や国家・国民の安全に脅威を与える利用は禁止。

### 4) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意

### 5) 準拠法と合意管轄

### 6) 免責

### 7) その他

本利用ルールについては、平成27年度に見直しの検討を行うものとする。

## 2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

各府省において、1. とは異なる利用ルールが適用されるコンテンツを定めることができる。  
(その具体的・合理的な根拠と併せ、該当するコンテンツを示すことが必要。)

出所：内閣官房「政府標準利用規約 (第1.0版)」の概要」

